附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年十月一日からこの政令の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において確定拠出年金法附則第三条第一項の請求を行った者であって、当該請求を行った日において第四号厚生年金被保険者（同法第二条第六項に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。次項において同じ。）であったものについて、同法附則第三条第一項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「者に」とあるのは、「者（第四号厚生年金被保険者を除く。）に」とする。

3　平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の請求を行っていない者のうち、同月一日から施行日の前日までのいずれかの日において同項各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当するに至ったもの（同年九月三十日において同項各号のいずれにも該当し、かつ、同年十月一日において同項各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当していた者（以下この項において「継続要件該当者」という。）を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものが施行日から起算して六月を経過する日までの間において当該請求を行った場合（当該請求を行った日において同条第一項各号のいずれかに該当しない場合に限る。）における同項の規定の適用については、当該請求は、当該該当するに至った日（継続要件該当者にあっては、同年十月一日とする。第一号において「要件該当日」という。）において行ったものとみなす。この場合において、同項第三号中「者に」とあるのは、「者（第四号厚生年金被保険者を除く。）に」とする。

一　要件該当日において第四号厚生年金被保険者であったこと。

二　施行日において確定拠出年金法附則第三条第一項各号のいずれかに該当しないこと。

三　平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

告　示

○総務省告示第四百二十五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二日

総務大臣　山本　早苗

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数(kHz)	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九一〇	午前一時から午前二時まで
		A三E　五、九五五	
		A三E　五、九八五	
		A三E　五、九九〇	
		A三E　五、九一〇	午後十時から午後十一時まで
		A三E　五、九八五	
		A三E　六、一三五	
		A三E　七、四〇〇	

○総務省告示第四百二十六号

登録証明機関として登録したインターテックジャパン株式会社から電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定による登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二日

総務大臣　山本　早苗

一　登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都港区海岸三丁目18番1号　ピアシティ芝浦ビル　4階	神奈川県横浜市鶴見区生麦2丁目3番地18

二　変更年月日

平成二十七年十月十三日

○政治資金適正化委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四九六一	二七、一一、一三	石川　豊
四九六二	二七、一一、一三	北村　信吾
四九六三	二七、一一、一三	櫻井　遥二

○法務省告示第五百九十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年十二月十九日から効力を生ずる。

平成二十七年十二月二日

法務大臣　岩城　光英

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町長

○法務省告示第五百九十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年十二月二日

法務大臣　岩城　光英

住所　広島市中区加古町13番10―204号
　パプ・ムール・ファイ　昭和62年6月22日生
住所　千葉県佐倉市西ユーカリが丘5丁目2番地12
　尚圓圓　昭和55年11月2日生
住所　福岡県大野城市大城2丁目15番5号
　チャン・ティ・クェン・ニュウ　昭和54年12月22日生
住所　東京都中野区松が丘2丁目36番8号
　マリニス・オルティズ・ヒガノ　平成3年9月22日生
住所　東京都新宿区余丁町11番15―301号
　ナスリ・サラ　平成24年3月11日生
住所　相模原市南区若松6丁目1番13―6号
　ドー・トゥ・ソン　昭和52年1月3日生
住所　愛知県豊橋市立花町33番地
　王俐雅　昭和55年8月21日生
住所　福岡県糟屋郡志免町御手洗1丁目1番1―105号
　ジョスエ・エフライン・デ・ラ・クルス・サラス　昭和45年3月1日生
　ジョシュア・ジェロム・デ・ラ・クルス・ボエマベ　平成20年4月5日生
　ミレイナ・デ・ラ・クルス・ボエマベ　平成21年6月10日生
住所　群馬県渋川市中村309番地4
　金恵　昭和50年12月14日生
住所　福岡市博多区吉塚2丁目19番22―503号
　李杏子　昭和63年12月16日生
　白柳依　平成25年3月20日生
住所　青森県弘前市大字南大町2丁目10番地2
　李成信　昭和34年7月14日生
住所　東京都品川区南大井3丁目30番1―1006号
　常青　昭和58年4月9日生
住所　岐阜県各務原市那加新田町1丁目1番地48
　ワン・ミゲル・パロ・バストレロ　平成5年1月5日生
住所　大阪市生野区新今里2丁目6番2号
　劉歓　昭和58年9月26日生
住所　岩手県下閉伊郡山田町織笠第23地割40番地2
　王愛琴　昭和44年4月14日生
　林栄臻　平成6年6月22日生
住所　島根県江津市江津町940番地
　裴鐘浩　昭和33年11月30日生
　金正美　昭和36年1月28日生